校　長　貴志　英彦

**令和６年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 将来の共生社会における児童生徒の自立と社会参加に向け、一人ひとりの障がいの実態を的確に把握し、医療的ケア体制の充実と肢体不自由教育の専門性向上を実現することにより、学力の基礎・基本と社会性を身につけさせ、社会に参画する意欲と豊かな心を育てるため、常により良い学校をめざし全教職員で力を合わせて教育活動を推進する。 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| **１．児童・⽣徒⼀⼈ひとりのいのちを守る。【安⼼して通える安全で快適な学校】**  （１） 様々な障がいのある児童生徒、医療的ケアの必要な児童⽣徒、⾷物アレルギーのある児童⽣徒等に対して、教職員が対応力を有し、「いのちを守る」校内体制の充実を図る。  ア　重度心身障がい児に対する基本的な知識と対応力の向上を図り、医療・保護者等・看護師・教職員の連携を強化する。  イ　緊急対応訓練（99番訓練）の充実とヒヤリハット、インシデントを教訓化し改善できる体制を確立する。  　　　ウ　食物アレルギーに対する校内体制の整備と緊急対応力を高める。  （２）避難訓練や防災学習の充実  ア　様々な視点からの学校の安全な環境つくりのため、安全点検と危機管理体制の見直しを図る。  イ　避難計画・避難訓練（火災、地震、津波）の実施と訓練計画・本部体制・指揮機能の改善  （３）様々な課題のある家庭への支援体制の整備、地域等との協働体制の整備  **２．児童・生徒・教職員の人権を守る。【だれもが認めあい、お互いを大切にする学校】**  （１）すべての人の人権を大切にする道徳教育・人権教育に関する研修に努め、教育活動全般を通じての違いを認め合える人権尊重の教育の徹底  いじめのない安心安全な学校づくり（いじめの早期発見、組織的な対応）の推進及び体罰・セクハラ等の防止を推進  （２）個人情報管理体制の徹底と事故を未然に防ぐ体制を高める。  （３）効率的な組織運営と創造的な取組みによる「働き方改革」推進と「教職員の負担軽減」  **３．児童・生徒一人ひとりの学びを保障する。【専門性の高い教員がたくさんいる学校】**  （１）新学習指導要領を踏まえた教育課程の充実 「学びの保障」  ア　教育課程（シラバス）を基準とした個別の指導計画、年間指導計画に基づく授業実践の系統的展開  イ　児童生徒の自己実現を具現化する学校行事の充実  ウ　ICT機器等を、児童・生徒の実態に応じて効果的に活用する教育実践の蓄積  （２）自立活動の指導を組織的に充実させる。  　　　ア　「自立活動の授業」を支える指導体制の充実  　 イ　教員の「学び」を支える研修・研究の充実  　　　ウ　自立活動の「個別の指導計画」の作成支援  （３）研究テーマに沿った授業研究（研究授業と授業検討会）を継続・実践に生かし、授業の質の向上を図る。  　　　ア　全ての教員がアセスメント・チェックリストの活用し、発達に対応した児童生徒の適切な指導目標を設定できるようになる。  イ　授業実践を組織的に研究する体制を継続し、全教員が授業の質的改善に取り組む。  **４．児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を保障する。【地域とかかわりを深め、社会参加を実現できる学校】**  （１） 「交流及び共同学習」の推進  ア 小・中・高等学校との「学校間交流」の充実。  イ　小学部・中学部段階における「居住地校交流」の充実  （２）特別支援教育のセンター的機能の充実  地域校のリーディングスタッフとの連携を強化し、地域ともに高めあう地域支援体制を確立  （３）キャリア教育の観点から一貫した支援体制を構築する。  ア　全校において各発達段階におけるキャリア目標を明確にし、各学部段階の取り組みを充実させる。  イ　企業、事業所や関係機関等との連携を図り、多様な進路選択に対する情報を提供し、児童生徒・保護者・教員のキャリアへの意欲を高める。  （４）スポーツ交流(ボッチャ)をはじめ様々な活動を通して地域とつながり、児童生徒の社会参加を促進するとともに共生社会を推進する。  （５）児童生徒の作品を紹介する「西淀ギャラリー」の充実をはかる。  （６）学校ホームページ等を活用し、学校の実践を紹介することにより保護者や地域との情報交換を盛んにする。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　年　　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的  目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[Ｒ５年度値] | 自己評価 |
| **１．児童・⽣徒⼀⼈ひとりのいのちを守る。【安⼼して通える安全で快適な学校】** | (１) 様々な障がいのある児童生徒、医療的ケアの必要な児童⽣徒、⾷物アレルギーのある児童⽣徒等に対して、教職員が対応力を有し、「いのちを守る」校内体制の充実を図る。  ア　重度心身障がい児に対する基本的な知識と対応力の向上を図り、医療・保護者等・看護師・教職員の連携を強化する。  イ　緊急対応訓練（99番訓練）の充実とヒヤリハット、インシデントを教訓化し改善できる体制を確立する。  ウ　食物アレルギーに対する校内体制の整備と緊急対応力を高める。重度・重複障がい児童生徒、医療的ケアの必要な児童⽣徒、⾷物アレルギー対応児童⽣徒等のいのちを守る教職員の対応力の向上と校内体制の充実を図る。  （２）避難訓練や防災学習の充実  ア　様々な視点からの学校の安全な環境つくりのため、安全点検と危機管理体制の見直しを図る。  イ　避難計画・避難訓練（火災、地震、津波）の実施と訓練計画・本部体制・指揮機能の改善  （３）様々な課題のある家庭への支援体制の整備、地域等との協働体制の整備 | (１)  ア ①重度重複障がいに関する知識、安全確保の校内研修を行い、その効果の検証を行う。  ②保護者等との連携を図るために保護者のニーズに対する満足度を定量的に把握する。  ③看護師に対する技術研修、事故防止研修と、教員と連携してミスを防ぐ体制作りを具体化する。  イ ①血中酸素飽和濃度の低下、重篤なてんかん発作、アレルギーなどを想定し、計画的に訓練実施、検証、共有する。  ②ヒヤリハット報告を定常化し、更にアクシデント０、インシデントの減少、インシデントの早期の教訓化を行う。  ウ ①食物アレルギーに関する校内研修の実施（エピペンを含む）。  　 ②緊急対応訓練の実施。  (２) 避難訓練や防災学習の充実  ア ①日頃から防災意識を高めるために点検するとともに教室環境の整備を図る。  ②教職員の防災袋等の整備を行う。  ③最も危険な０m地帯を前提とした防災に関する教職員研修を行う。  イ ①複数の避難訓練の想定に合わせた避難計画の作成・実施する。  特に、垂直避難など新たな課題を教職員に共有し、防災関係職員研修で総括する。  ②PTA・地域を含めた訓練の実施。  (３) 部主事・指導教諭・管理職を核として、担任からの早期発見、組織的対応（校内）・外部機関との連携を密にした対応を行う。 | (１)  ア ①障がい知識、医療的ケア、アレルギーに対するそれぞれ各１回以上職員研修の実施。学校教育自己診断(教員)の「研修による専門性向上」の結果を96%以上にする。[95%]  ②同診断（保護者）における「安全で安心な学校環境」を92%以上にする。[92%]  ③臨床工学技士による看護師に対する機器の研修を３回以上行う。[３回]  医ケア委員会にて、看護師教師間連携の課題を収集し、改善案を検討の上の教員に共有する。看護師のインシデント０件をめざす。  イ ①各学部１回１学期当初に実施、緊急対応票の更新時に必須、更に必要な児童生徒を抽出し、場面や対応に応じて複数回実施する。 [４回]  ②ヒヤリハット報告数を前年度同様以上にする。[40回]、インシデントは翌日に100％全員周知し、各学部で翌日からの改善策を必ず一つ提案し、取り組む。  ウ ①食物アレルギーに関する校内研修（理論・エピペン講習）を各１回実施。  　②アレルギー事故想定緊急対応訓練を１回以上実施する。  (２) 避難訓練や防災学習の充実  ア ①防災の観点を含めた安全点検表に改訂し、年度当初から実行する。  後の対応結果を毎月全教職員に可視化して報告する。  　②全教職員に防災袋配備。  　③全教職員が津波・高潮、地震など防災関係機関または校内で防災研修を受講する。  イ ①A: 避難困難経路を踏まえた従来避難２次避難先（近隣施設・病院）への訓練。B: 垂直避難（新規）訓練  C:激甚災害負傷者多数想定（新規）を含めた避難訓練を各１回実施する。  ②年に１回以上、保護者・地域防災担当の訓練参加と保護者の171訓練を実施する。  (３) 校内支援会議を、学部担当、部主事、指導教諭、首席、管理職で校内組織（組織図）に位置付ける。 |  |
| **２．児童・生徒・教職員の人権を守る。【だれもが認めあい、お互いを大切にする学校】** | （１）すべての人の人権を大切にする道徳教育・人権教育に関する研修に努め、教育活動全般を通じての違いを認め合える人権尊重の教育の徹底、いじめのない安心安全な学校づくり（いじめの早期発見、組織的な対応）の推進及び体罰・セクハラ等の防止を推進  （２）個人情報管理体制の徹底と事故を未然に防ぐ体制を高める。  （３）効率的な組織運営と創造的な取組みによる「働き方改革」推進と「教職員の負担軽減」 | (１)  ア　①児童生徒の人権に関する校内研修の内容の改善と実施  ②いじめ対策の啓発と早期発見のためにアンケートを活用し、組織的な対応とする体制で取り組む。  イ　体罰・セクハラ等の組織的対応と新たな課題に対する研修に取り組む。  (２) 個人情報管理における個人情報の扱いの基本とその遵守を職員全体で確認し、ダブルチェック体制の徹底と事案から学ぶ職員意欲を高める。  (３) ①組織改善PTを活用して効率化の観点から校内の既存の校務の業務の見える化と業務の引き継ぎの改善をはかる。  ②働き方改革の視点から学部業務の効率化を図るための新たな工夫を創出する。 | (１)  ア ①職員の人権研修に対面、協議など通して実際のケースを想定した内容、また  　ネット社会における新しい問題に対応する研修の各１回実施。  ②いじめ対策委員会の機能を教職員・保護者に明確化し、HPで周知する。  また、学校評価（教職員）の学校のいじめ対応の体制整備の項目を80％以上とする。[77％]  イ 児童生徒は学部連絡会、職員は安全衛生委員会に窓口・対応組織として位置付けを明確化し、毎月の情報共有を行う。  (２) ①個人情報の管理（保管場所方法など）とチェック体制に特化した年度初め研修の年間１回以上実施。  個人情報管理ヒヤリハットを、学校事故と同様に全報告を翌朝共有する。  　②ヒヤリハット（回収時や保管時など）に対応して個人情報チェック表の改訂を年度内に随時行う。  (３) ①校務分掌の業務の全校に共有する見える化と改善のための共有会議を１回実施、各分掌で引き継ぎマニュアル」作成する。  ②休憩時間（45分）を研修等の例外を除いて毎日確保する。働き方改革の新たなアイデアを複数実現する。会議時間45分を試行する。自己診断（教員）の当該項目を90％以上とする。[87％] |  |
| **３．児童・生徒一人ひとりの学びを保障する。【専門性の高い教員がたくさんいる学校】** | （１）新学習指導要領を踏まえた教育課程の充実 「学びの保障」  ア　教育課程（シラバス）を基準とした個別の指導計画、年間指導計画に基づく授業実践の系統的展開  イ　児童生徒の自己実現を具現化する学校行事の充実  ウ　ICT機器等を、児童・生徒の実態に応じて効果的に活用する教育実践の蓄積  （２）自立活動指導を組織的に充実させる。  ア　「自立活動の授業」を支える指導体制の充実  イ　教員の「学び」を支える研修・研究の充実  ウ　自立活動の「個別の指導計画」の作成支援  （３）研究テーマに沿った授業研究（研究授業と授業検討会）を継続・実践に生かし、授業の質の向上を図る。  ア　全ての教員がアセスメント・チェックリストの活用し、発達に対応した児童生徒の適切な指導目標を設定できるようになる。  イ　授業実践を組織的に研究する体制を継続し、全教員が授業の質的改善に取り組む。 | (１)  ア 児童生徒の実態をアセスメント・チェックリストに基づき評価し、学びの履歴の上に各学部・学年で作成し活用するPDCA学年蓄積するために教員の課題  イ キャリア発達の系統性に基づき小学部から中高等部までの課題を明確にし（本計画４－（３））、宿泊行事や三大行事（運動会、文化祭、作品展）を整理して実施形態・開催時期等の改善を行う。  ウ タブレット端末と連携した電子黒板、ネットワークストレージを授業に活用できるよう機器、環境の整備と活用について研修と技術支援を行う。  (２)  ア 専任が全児童生徒の時間の指導、教室の指導などの相談支援体制を維持内容の向上を図る。  イ 「自立活動」に関する職員研修を維持更に充実させる。運動動作、摂食・コミュニケーション、手指操作・作業の指導について、外部専門家により研修の機会を充実させる。  ウ 専任・首席・管理職が積極的に全児童生徒の指導計画作成支援、教室の実地指導にあたり、自立活動指導計画作成支援体制を継続する。  (３)  ア 研修支援部を核として、全ての教員がアセスメント・チェックリストに活用に対する意義を理解し、活用する。  イ 研修会で学ぶとともにケースを通して実践的に活用を学ぶ機会、研究テーマ会議を通してその成果をまとめることで組織的に取り組む。 | (１)  ア 自己診断(教員)の「学部、学年、教科、グループでの話し合いを行っている。」の項目の肯定的評価を85％以上とする。[81%]  イ 自己診断 (教員)の「学校行事が工夫・改善されたものとなっている。」項目を95％以上とする。[91%]  ウ タブレット端末、電子黒板、ネットワークストレージを授業に活用した校内研修実施。  　機器、環境の整備（購入品目）数の増加  同診断 (教員)の「ICT活用」についての項目の肯定的評価を90％以上とする。 [88%]  (２)  ア 同診断（教員）の「自立活動の充実」についての項目の100％をめざす。［98 %］  イ 外部専門家（医師、大学、他校教員等）を活用し、指導技法に関する研修年５回を実施する。内部講師による指導技法研修を年２回以上実施する。  　 外部の研修会や他校の視察など教員の派遣を１回以上行う。  ウ　アと同じく同診断（教員）の「自立活動の充実」についての項目の100％をめざす。［98 %］  ア 発達や評価に関する外部講師研修を年２回、研究授業の指導案などを通して多くの場面で取り組むことで、自己診断（教員）の「アセスメントリストの活用」についての項目の100％をめざす。［98 %］  　同診断 (教員)の「授業改善」についての項目の肯定的評価95％以上を維持する。[ 95%]  イ 年間３回以上ケースを通して実践的に活用を学ぶ。研究テーマ会議を通してその成果から研究に対する取り組みを年３回以上企画・実施。うち  １回は外部への公開・実践の発表とする。[１回]  　校内配信システムを活用した授業研究を１回以上実施する。[１回] |  |
| **４．児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を保障する。【地域とかかわりを深め、社会参加を実現できる学校】** | （１） 「交流及び共同学習」の推進  ア 小・中・高等学校との「学校間交流」の充実。  イ　小学部・中学部段階における「居住地校交流」の充実  （２）特別支援教育のセンター的機能の充実  地域校のリーディングスタッフとの連携を強化し、地域ともに高めあう地域支援体制を確立  （３）キャリア教育の観点から一貫した支援体制を構築する。  ア　全校において各発達段階におけるキャリア目標を明確にし、各学部段階の取り組み体制を充実させる。  イ　企業、事業所や関係機関等との連携を図り、多様な進路選択に対する情報を提供し、児童生徒・保護者・教員のキャリアへの意欲を高める。  （４）スポーツ交流(ボッチャ)をはじめ様々な活動を通して地域とつながり、児童生徒の社会参加を促進するとともに共生社会を推進する。    （５）児童生徒の作品を紹介する「西淀ギャラリー」の充実をはかる。  （６）学校ホームページ等を活用し、学校の実践を紹介することにより保護者や地域との情報交換を盛んにする。 | (１)  ア 近隣校との綿密な打ち合わせの上、実際の交流を再開する。  イ 小中段階の保護者に啓発とともに、居住地校に組織的に働きかけ、その実現を支援する。  (２)  ア 地域支援整備事業を活用し、推進校の実績を生かして大阪市との連携を高め、地域校の相談支援受付実施体制の定着、活性化をはかる。  イ 大阪市ＬＳ体制つくりを支援する。  ウ 公開研修会実施  (３)  ア 全校でキャリア目標を明確にしていくための課題と進め方について進路指導部を核として検討する。  イ 企業・事業所等、卒業生・保護者等を活用して卒後の生活の紹介など教員・保護者の意欲を高める。  　多様な実習の形態を実施し、社会的役割を果たす意欲を高める。  (４) 障がい者スポーツについての情報を広く周知し、参加の機会を支援する。交流(ボッチャ)ができる環境整備や地域とのつながりを実現する。  (５) 「西淀ギャラリー」の常設活用と「作品展」を実施しながら、それぞれの在り方検討する。  (６) 学校ホームページ・ブログなどの内容を検討し、更新頻度をあげる。更に、保護者や地域からのニーズに対応した内容となるよう検討する。 | (１)  ア 近隣小学校との対面交流活動を２回以上実施する。[２回]  また、中高等学部段階の他校との対面交流を１回以上実施する。  イ 小学部中学部の希望者100％が最低１回以上は居住地において対面で授業参加を実現する。[希望者19人中17人実施]  (２)  ア 新ブロック推進校へR４、R５年度の実績を引き継ぎながら、大阪市ブロック推進会議を大阪市内支援学校と定期的（３回以上）実施する。  イ 大阪市ＬＳ連携会議に本校ＬＳを派遣し、大阪市の支援チームと連携した支援を１回以上実施する。  ウ 校内研修のうち年１回以上公開研修として地域に公開する。  ア 年度末までに、各学部でキャリア目標に関する課題と全校キャリア目標（案の）をまとめる。  イ ①外部講師による授業を年３回、教員の事業所等見学（夏季）は（２回）実施。  ②夏季の児童生徒向け福祉作業所等見学会の参加率を35％以上とする。　[中止]  (４) 課外クラブを定期に実施、地域ボランティアや地域（区）の行政、福祉機関と連携した活動とする。対外試合等複数回に参加する。[１回]  校内に専用コートを整備し、本校を会場としたボッチャ大会を１回以上実施する。  (５) 作品展の内容の充実とともに保護者「ギャラリー」の活用に対するアンケートを実施し、評価を年度内にまとめる。  (６) 同診断 (保護者)の「HPに満足」の項目の肯定的評価を90％以上とする。[ 88%] |  |